

NEWS LETTER

March 2025 - Vol.48

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[化学物質安全院告示第2025-7号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正	3
[法律第20860号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」一部改正法律	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	4
「化学物質の登録及び評価等に関する法律」違反事項に関する自主申告のご案内	4
化学製品安全法(K-BPR)	5
法律の動向 - 改正・予告(案)など	5
[化学物質安全院告示第2025-6号]「安全確認対象生活化学製品試験・検査基準及び方法等に関する規定」告示改正案	5
[環境部公告第2025-217号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告告示改正案	5
[環境部公告第2025-218号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告告示改正案	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	8
殺生物剤承認履行実務案内書の掲示	8
殺生物剤の危害性評価システム(BRAMS v5.1)配布	8
産業安全保健法(ISHA)	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など	9
[雇用労働部公告第2025-162号]「新規化学物質の名称等公表」	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	10
外国人労働者のための物質安全保健資料(MSDS)警告表示教育資料の配布	10
その他の法規 - 法律動向など	11
[環境部公告 第2025-197号]「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正告示(案)の行政予告	11

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2025-7号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」及び「化学物質管理法」により、「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正を告示します。

主な内容

1. [別表4] 八項(制限物質): 固有番号06-5-7(白石綿、[Chrysotile]、CAS No. 12001-29-5)を削除
2. 二項(禁止物質): 固有番号06-4-27(白石綿、[Chrysotile]、CAS No. 12001-29-5)を追加

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号192、登録日2025.03.19)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_NICS_2025-7.pdf** をご参考下さい。

[法律第20860号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」一部改正法律

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」一部改正法律を公布します。

主な内容

1. 第24条第3項を第4項にし、同条第3項を次のように新設します。
 - ③ 環境部長官は危害性評価を行う場合、関連分野の専門家などから事前に意見聴取できる。
2. 第48条第1項の「国立環境科学院長、化学物質安全院長又は流域環境庁長及び地方環境庁長に」を「所属機関の長に」とし、同条第2項の「韓国環境公団及び」を「韓国環境公団」、「環境政策基本法」第59条による韓国環境保全院及び」とする。

改正理由

環境部長官が危害性評価を行う場合、関連分野の専門家などから事前に意見聴取を可能にし危害性評価に対する専門性及び実効性を向上させ、環境部長官が業務委託できる機関に「韓国環境保全院」を追加し、環境教育及び広報事業をより円滑に遂行できる基盤を整えるなど現行制度の運営上に現れた一部不備点を改善・補完します。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.03.25)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」違反事項に関する自主申告のご案内

環境部は法務部と協議し、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」に基づく化学物質の登録、事前申告、変更登録など法的義務事項の履行を高めるため、次のように自主申告期間を設定します。

1. 申告期間: 2025年2月28日~2025年10月27日(8カ月)
2. 申告対象
2025年2月27日以前に①「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第10条第1項による‘登録’、②同法第10条第3項による‘申告(事前申告)’、③同法第12条第1項による‘変更登録’を行っていない場合や、登録・申告(事前申告)・変更登録した内容と異なった化学物質を製造・輸入した者
3. 申告方法
 - 申告機関
 - ・ 登録及び変更登録: 化学物質安全院(化学物質登録評価チーム)
 - ・ 事前申告: 韓国環境公団(化学安全支援部)
 - 申告書類
 - ・ ① 違反申告書及び ② 化評法施行規則別紙書式*に過去の製造・輸入実績などを作成して提出
 - * 化学物質の登録・変更登録は化評法施行規則の[別紙第2号書式]に作成し、事前申告は化評法施行規則の[別紙第5号の2書式]に作成して提出
 - ・ 化評法施行規則第5条第1項及び第2号による資料を試験の所要期間などにより事前申告期間内に提出できない場合、試験スケジュールが含まれた試験契約書写本や参照権購入申請書の写本などを提出
4. 自己申告者に対する措置
 - 化評法違反による罰則及び行政処分の免除
 - 但し、現在起訴中止中もしくは捜査中の件は、自主申告の措置結果により情状酌量
5. 自己申告しない者に対する措置
 - 自己申告期間以降、法令違反事実が摘発される場合、罰則と行政処分を厳しく適用

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>)>お知らせ(化学物質登録評価法)、掲示番号344、登録日 2025.03.10)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[化学物質安全院告示第2025-6号]「安全確認対象生活化学製品試験・検査基準及び方法等に関する規定」告示改正案

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令に基づき、「安全確認対象生活化学製品の試験・検査基準及び方法等に関する規定」を次のように改正します。

改正理由

「安全確認対象生活化学製品試験・検査基準及び方法等に関する規定」('19.1.1.施行)に新しい標準試験手順*の追加と既存の標準試験手順に関する修正事項を反映しました。

*「安全確認対象生活化学製品指定及び安全表示基準」により、安全基準が新規指定された化学物質の製品内含有量分析に対する試験方法

主な内容

- Nitromethaneなど36種の化学物質に対する新規標準試験手順を告示に収録(別表)標準試験手順の制定(ホウ酸など7種)、改正(シトロネラオイルなど29種)
- 既存の試験法告示標準試験手順のうち、修正が必要な事項を補完
アゾ染料、ピレスラム、EDTA、次亜塩素酸、ハイドロキノンに対する従来の標準試験手順のタイトル、定量限界、誤記、主試験法の変更など改正

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号193、登録日2025.03.26.)

[環境部公告第2025-217号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告告示改正案

改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正('24.2.6、施行'25.8.7)に伴い、有害化学物質などの定義規定変更内容を反映するために改正します。

主な内容

1. 「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正事項を反映(案第20条改正)
2. 「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正('24.2.6、施行'25.8.7)に伴い、有害化学物質の定義が削除されたことにより、従来の適用範囲と同様に連携条文を変更

意見提出

本改正案についてご意見のある団体または個人は、2025年5月7日までに次の事項を記載した意見書を環境部長官(化学製品管理課)に提出して下さい。

- 立法予告事項に対する意見(賛成・反対該否とその理由)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号

- 意見提出送付先

- ・ 電子メール: ggss1024@korea.kr
- ・ 一般郵便: (郵便番号30102) 化学製品管理課
499, Hannuri-daero, Sejong-si, Republic of Korea (TEL : 044-201-6807)

その他

改正案の全文及びその他詳細な内容は、環境部ホームページ(<http://www.me.go.kr>, 「法令・政策-行政予告」)をご参照下さい。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.03.28)

[環境部公告第2025-218号]「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告告示改正案

改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正('24.2.6、施行'25.8.7)に伴い、有害化学物質など定義規定の変更事項を反映、また、殺生物剤の変更承認申請などに提出すべき書類のうち、最初の承認申請及び申告を処理しながら処理機関が既に保有している資料の提出を省略し、殺生物物質・製品の情報公開項目に「製造施設所在地」を追加するなど、現行制度を改善・補完するために改正します。

主な内容

1. 「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正事項の反映（案第4条、第7条、第7条の2、第24条、第26条、第28条の改正）「化学物質の登録及び評価等に関する法律」改正('24.2.6、施行'25.8.7)に伴い、「有害化学物質」の定義規定が削除されたことにより、既存適用範囲と同様に連携条文を変更
2. 変更承認申請など提出書類の簡素化（案第5条、第11条、第12条、第15条、第17条、第22条、第23条、第31条及び別紙第3号、第14号、第15号、第18号の2、第19号、第25号、第35号書式の改正）1) 承認を受けた殺生物物質、殺生物製品及び安全確認対象生活化学製品の変更承認申請又は変更申告時に最初の承認申請又は申告を処理しながら処理機関が既に保有している資料の提出を免除 2) 但し、権利・義務承継に係る変更申告については現行を維持
3. 情報公開項目の追加（案第28条改正）殺生物剤の承認範囲を第3者が明確に確認できるよう、情報公開項目に製造施設の所在地を追加

意見提出：

本改正案についてご意見のある団体または個人は、2025年5月7日までに次の事項を記載した意見書を環境部長官(化学製品管理課)に提出して下さい。

- 立法予告事項に対する意見(賛成・反対該否とその理由)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- 意見提出送付先
 - ・ 電子メール: ggss1024@korea.kr
 - ・ 一般郵便: (郵便番号30102) 化学製品管理課

499, Hannuri-daero, Sejong-si, Republic of Korea (TEL : 044-201-6807)

その他

改正案の全文及びその他詳細な内容は、環境部ホームページ(<http://www.me.go.kr>, 「法令・政策-行政予告」)をご参照下さい。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.03.28)

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

殺生物剤承認履行実務案内書の揭示

化学製品管理システムでは、既存のお知らせ事項の中で殺生物剤承認履行のための案内文をまとめて案内書として揭示します。

主な内容

本案内書内の項目別内容は、2024年までに公示した案内文の内容を取りまとめ、一部事項は内容をより明確に修正したものです。また、既に公示した案内文は削除する予定です。

本案内書は承認評価に必要な事項をできるだけ早くご案内するために掲載しました。今後、新たにご案内する内容がある場合は再掲載する予定です。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr/>>資料室、揭示番号45、揭示日2025.03.07)

殺生物剤の危害性評価システム(BRAMS v5.1)配布

既存のBRAMS v5.0の有害性情報及び物理・化学的特性DBを更新し、BRAMS v5.1を配布します。

主な内容

1. 人体有害性情報：
 - ・ 危害懸念物質(SoC)の人体有害性情報(慢性毒性)及び出典情報の更新(143種新規追加及び既存100種の更新)
2. 人体暴露安全基準情報：
 - ・ 承認殺生物物質(70種)の暴露経路別無影響レベル(DNEL)を収録
 - ・ 承認殺生物物質(70種)の許容暴露レベル(AEL)更新(公開された情報と相違する可能性あり)
3. 物理・化学的特性情報：
 - ・ 承認殺生物物質(60種)情報公開 物理・化学的特性値DB更新

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr/>>お知らせ>殺生物剤、番号283、登録日2025.03.11)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2025-162号][新規化学物質の名称等公表]

「産業安全保健法」第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告します。

参考資料

雇用労働部(<https://www.moel.go.kr/>> ニュース>お知らせ事項、番号: 7160、登録日: 2025.03.27)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **02_MOEL_2025-162.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

外国人労働者のための物質安全保健資料(MSDS)警告表示教育資料の配布

安全保健公団では、外国人労働者が化学物質の有害性・危険性を十分に熟知し、化学製品を安全に扱えるように物質安全保健資料(MSDS)の警告表示教育資料を17ヶ国語で製作し配布します。

教育資料言語

フィリピン語(英語)、中国語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語、ベトナム語、モンゴル語、カンボジア語、東ティモール語、ラオス語、バングラデシュ語、スリランカ語、ウズベキスタン語、キルギス語、パキスタン語、タジキスタン語

*「産業安全保健法」第114条に基づき、物質安全保健資料対象物質を取り扱う事業主は、作業者にMSDS教育を実施しなければならない。

**最初の作成日(2025.02.26)以降、内容を修正して配布(2025.03.27)

参考資料

物質安全保健資料システム(<https://msds.kosha.or.kr/>>資料室、登録日: 2025.03.27)

その他の法規 - 法律動向など

化学物質管理法

[環境部公告 第2025-197号][「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正告示(案)の行政予告]

改正理由

「有毒物質の指定告示」改正(化学物質安全院告示第2025-2号、2025.1.24)で追加指定された有毒物質(26種)に対し、化学事故予防管理計画書の提出対象を区分するために物質別規定数量を規定しました。

また、「制限物質・禁止物質の指定」改正(環境部告示第2024-253号、2024.12.5)により、制限物質から禁止物質に変更された事項(1種、白石綿)を告示に反映するために改正します。

主な内容

1. 新規指定された有毒物質(26種)の上位・下位規定数量設定(別表1)
2. 制限物質から「白石綿[Chrysotile]」削除(別表2)
3. 禁止物質に「白石綿[Chrysotile]」追加(別表3)
4. 再検討期限を再設定

意見提出

本改正案に対してご意見のある機関・団体または個人は2025年4月11日までに環境部ホームページ(www.me.go.kr、国民疎通→国民参加→電子公聴会)を通じて改正案をご確認後、次の事項を記載した意見書を環境部長官(化学安全課長)に提出して下さい。

- 予告内容に対する賛成または反対意見(反対の場合は、その理由も記載)
- お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- その他の参考事項など
- 意見提出送付先
 - ・ 電子メール: hongsyong@korea.kr
 - ・ 一般郵便: (郵便番号30102) 環境部化学安全課
499, Hannuri-daero, Sejong-si, Republic of Korea(FAX: 044-201-6830)

その他

その他詳細な事項は環境部ホームページ(www.me.go.kr、国民疎通→国民参加→電子公聴会 メニュー)をご参考下さい。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.03.20)